

第3章 地方税財政制度

中国の国家財政は、中央財政と地方財政からなり、中央政府と地方政府がそれぞれの役割分担に応じて税財源を中央と地方に区分する分税制によって運営されている。

この分税制の下、中央政府が主に国家の安全保障、マクロコントロール等に関する分野の歳出を担い、地方政府が主に地域の管理、地域社会・地域経済の発展に関する分野の歳出を担い、これに伴う税財源として各税目が中央税・地方税・共有税に分類されている。

また、広大で多様な国土において、基本的な行政サービスを確保し、地域間のバランスを図るための仕組みとして、移転支払制度なども導入されている。

本章では、この地方税財政制度を把握するために、第1に予算制度を中心とした地方財政制度の概要を、第2にその規模と構造、第3に地方債制度と併せて分税制、政府間財政調整制度、最後に税制について記載する。

第1節 地方財政

1 予算の仕組み

(1) 予算体系

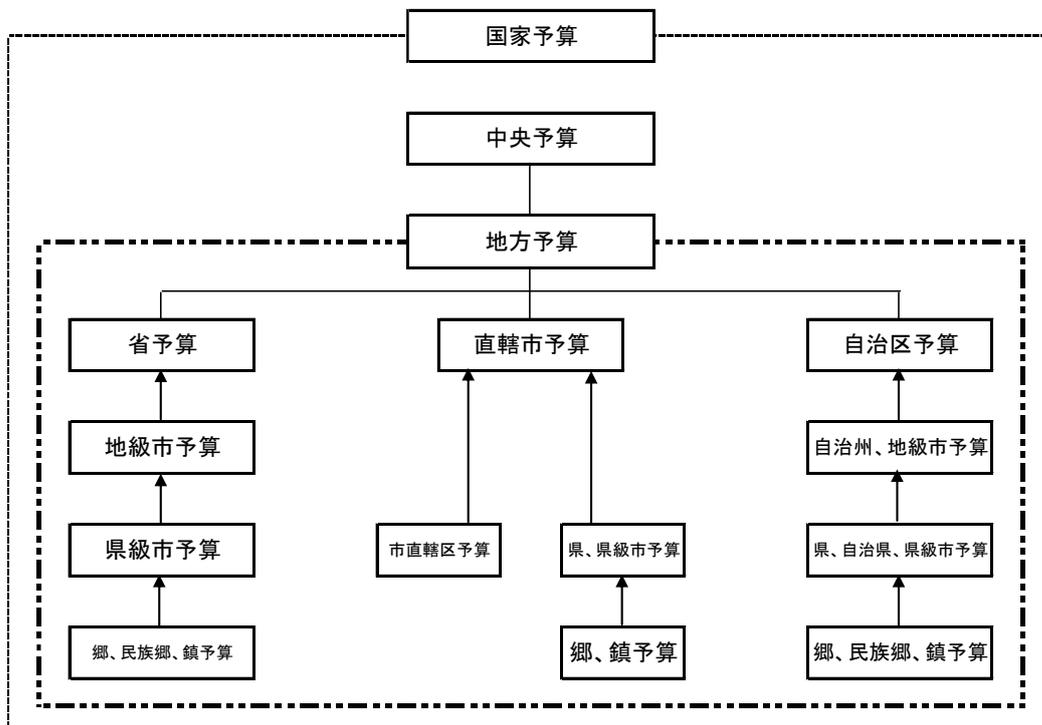
予算に関する基本法は、「中華人民共和国予算法」（以下「予算法」という。）であり、予算年度は暦年（1月1日～12月31日）である（予算法第18条）。

予算は、中央、省級、地級、県級、郷級の五階層（五級）に分けられ（予算法第3条第1項）、それぞれの各級地方政府が予算を編成し、上級政府が下級政府を指導する。

また、この予算は、中央予算及び地方予算より構成されており、地方予算は各省、自治区及び直轄市の総予算（当該級政府予算＋全ての下級政府予算の累計）により構成される（予算法第3条2、3項）。なお、中国では、一般的に「国家予算」とは、中央予算と地方予算を合計したものをいう。

図表3-1

【国家予算の体系】



※ 本図は典型的なものを記載した基本図である。

なお、予算は一般公共予算、政府性基金予算、国有資本経営予算及び社会保険基金予算から構成されており、各予算は中央、地方に分類できる。

一般公共予算	<p>税収を主体とする財政収入について民生の保障及び改善、経済社会発展の推進、国家安全の維持・保護並びに国家機構の正常な運営の維持等の方面に用いることを手配する予算（予算法6条第1項）。</p> <p>日本の一般会計に相当するが、日本と異なる点としては、中国では中央と地方を合算したものをいう。</p>
政府性基金予算	<p>法律及び行政法規の規定により一定の期間内に特定の対象から徴収し、收受し、又はその他の方式により調達する資金について特定の公共事業発展に専ら用いる収支予算（予算法第9条第1項）。</p> <p>日本の特別会計に相当するもの。課金を伴うインフラ整備や公共事業に関わる予算制度で、土地の使用権譲渡収入もここに含まれる。</p>
国有資本経営予算	<p>国有資本収益について支出手配をする収支予算（予算法第10条第1項）。</p> <p>国有企業へ出資された公的資金を管理する、ある種ファンドのような予算勘定。国有企業からの配当収入だけではなく、国有企業の利潤等についても計上される。</p>
社会保険基金予算	<p>社会保険納付料、一般公共予算手配及びその他の方式により調達する資金について社会保険について専ら用いる収支予算（予算法第11条第1項）。</p> <p>年金、失業、医療、労災、出産などの社会保障制度運営に係る基金予算であり、日本の社会保障に係る特別会計に相当する。</p>

（2）予算管理体制の原則

ア 統一政策及び分級管理

政治上は民主集中制を、経済上では社会主義市場経済体制をとる中国では、この体制に合わせ「統一政策、分級管理の原則」により国家の予算管理を行っている。統一政策は、予算管理上の政治方針、予算法規を中央が統一的に制定することを指し、分級管理は、この統一的な政策の下、各級地方政府は財政上独立し、予算の編成・補正・執行する権利を有していることを意味している。

これは、中央がマクロコントロールを行うとともに、地方が積極的な予算管理を行うための原則として、予算管理の基本的な柱となっている。

イ 財政権と職権一致

地方各級政府は、財政権、財政力に応じて職務を請け負うこと、つまり、職権を有することが原則とされている。なお、現体制では、第1次分配（分税）と第2次分配（移転支払）という2段階の調整を経て、財政権と職権の一致が図られることになっているが、職権が曖昧な部分も見受けられ、財源の分配と必ずしも一致していない面がある。

（3）各機関の役割

中央予算は全人代で審議可決され、地方各級政府予算は各級地方人代で審議可決される。中央予算の担当部門は財政部であり、国家経済のマクロコントロールは国家発展改革委員会が行う。一方、地方予算は、地方各級政府の財政部門が担当する。

ア 各級地方人代及び常務委員会の役割

地方各級政府の総予算案及び執行状況報告は各級地方人代の審議を受け、地方各級政府予算及び執行状況はその承認を得なければならない。また、地方人代は地方人代常務委員会による予算、決算に関する不当な決議の変更、取り消し、当該級政府の予算、決算に関する不当な決定、命令を取り消す権限を有している（予算法第21条第1項）。

地方人代常務委員会は当該級政府総予算の執行を監督し、当該級政府補正予算案及び決算を審査、承認するとともに、当該級政府、一級下の地方人代及びその常務委員会の予算、決算に関する不当な決定、命令及び決議を取り消すことができる（予算法第21条第2項）。

イ 地方各級政府の役割

地方各級政府は、当該級政府の予算及び決算案を編成して当該級地方人代に予算案を報告するとともに、一級下の政府が届け出た予算を集計して当該地方人代常務委員会に報告する。

また、当該級政府総予算の執行計画をつくるとともに、当該級政府予算の予備費使用の決定、当該級政府の補正予算編成、当該級政府各部門及び下級政府の予算執行の監督などを行う。そして、当該級地方人代及び同常務委員会に対して当該級政府総予算の執行状況の報告を行う（予算法第24条）。

ウ 地方各級政府財政部門の役割

地方各級政府財政部門は、当該級政府予算及び決算案の編成、当該級政府総予算の執行計画作成、当該級政府予算の予備費使用案の作成、当該級政府補正予算の編成などを具体的に行うとともに、定期的に当該級政府及び一級上の政府財政部門に対して当該級政府総予算の執行状況の報告を行う（予算法第25条第2項）。

2 予算編成・執行・決算

(1) 予算編成方法

ア 複式予算

中央及び地方は、予算を経常性予算（一般性予算）と資本性予算（建設性予算）に区分し、それぞれを独立させ相互流用を行わないという「複式予算」により予算編成を行っている。なお、2015年改正の予算法からは、1995年施行の予算法に記載のあった「中央予算及び地方各級政府予算は、複式予算に従い編成する（旧予算法第24条）」との複式予算による予算編成を明言する条文が削除されているが、これは1995年まで「単式予算」により予算編成が行われていた関係で明言していたものであり、複式予算編成を取りやめたものではない。財政部の各種発表でも資金管理のため、強化する旨の発表、文書が見られる。

イ 部門予算

部門予算とは、中央、地方それぞれの各部門（例：教育部や農業農村部等）の全ての収支を計上するとともにその主要な内訳を明らかにするものであり、その部門に属する全ての事業体や団体の収支を含めようとするものである。

分けて管理されている一般公共予算、政府性基金予算、国有資本経営予算についても部門内で一つにまとめ、収支を明確にすることで透明性を高めようというものである。2000年に中央の教育部、農業部、科技部、労働社会保障部で試験的に採用され、現在では地方を含めた全体で部門予算がとられている。

(2) 予算編成過程

予算編成は、地方各級政府において編成され、その過程は「二上二下」と呼ばれる。

まず、地方各級政府の財政部門（中央政府では財政部、地方政府では財政部門）が各部門に、次年度の予算案編成に係る基本的な考え方、主な作業内容、タイムテーブル、編成と報告に係る指示事項を通知する。

この通知を受けた各部門は、前年度の予算執行状況及び当該年度の収支予測を参考に予算要求案を財政部門へ提出する（一上）。

各部門が提出した予算要求案を当該級政府が審査した後、財政部門が各部門にシーリング、修正意見を提示する（一下）。

各部門は、財政部門のシーリング、修正意見を基に再度予算を編成し、予算案として財政部門に提出する（二上）。

財政部門が各部門から提出された予算案を取りまとめ、中央政府では中央予算案として、地方各級政府では当該級の地方予算案として、それぞれ次のように承認される。

中央予算案は、財政部が国务院に報告し、国务院の承認を経た後、全人代常務委員会予算工作委員会に報告され、全人代財政経済委員会に提出される。そして最終

的に国務院から全人代へ報告され、中央予算として概ね3月頃に承認される。
地方予算案は、当該級政府から地方人代に報告され、地方予算として全人代開催前（通常1～3月頃）に承認される。

この承認された中央及び地方の予算は、財政部から各部門に通知される（二下）。
地方各級政府で承認された地方予算は、逐次1級上の地方政府に報告され、省級地方政府の財政部門が集計したものが中央政府財政部に報告される。中央政府財政部に報告された地方予算は、最後に国務院から全人代に報告されることとなる。

（3）予算執行

ア 予算の成立と執行

中国では、前述のとおり会計年度開始（1月）以降に、先に地方予算が決定し（1～3月）、その後に中央予算が決定する（3月）という、日本とは逆の手順となる。

よって、会計年度開始から予算案の地方人代での可決時期である1～3月まで（中央予算の全人代での可決は3月）の予算執行の取り扱いが問題となり、この間の歳出は、「前年度繰越の支出」、「前年度同期の予算支出金額を参照して必ず支払うべき部門基本支出、項目支出及び下級政府に対する移転性支出」、「法律の規定により必ず支払義務を履行すべき支出及び自然災害等の突発事件の処理に用いる支出」を、暫定的に執行できるとされている（予算法第54条）。

地方政府は、移転支払など中央からの補助収入について、詳細には見通しを得ることができないまま予算編成やその執行を行わざるを得ない。

イ 補正予算等

（ア）補正予算

予算総支出を増加する必要がある場合、重点事業予算の調整・減額を行う場合、債務の増加、毎年の財政繰越金からの積立金である予算安定調節資金からの繰入額増加などを行うときには、予算調整として全人代常務委員会（地方各級では地方人代常務委員会）の承認が必要となる（予算法第67条、第69条）。

また、地方各級政府は毎年6月ないし9月の期間において、当該級の人代（常務委員会）に対して予算の執行状況を報告しなければならない（予算法第86条）との規定もある。

（イ）繰越と予備費

前年度の繰越しについては、柔軟な方式が認められており、同じ項目について特に人代の承認なく使用できることとなっていたが、2020年10月施行の予算法実施条例では、中央政府基金予算収入、地方政府性基金予算収入、中央国有資本経営予算収入、地方国有資本経営予算収入に前年度の繰越が含まれることとなり、各部署及び各機関の決算は、前年度の繰越を例示することが必要となった（予算

法实施条例第35条、36条、37条、38条、83条)。

また、予算法の規定により、地方各級政府は、予算額の1～3%に相当する予備費を計上している。この予備費は、具体的な用途は規定されず予算執行上のある種の備えとしての予算であり、自然災害に係る支出及びその他予期せぬ特殊事情による支出など、臨時的で緊急を要する経費に対応するものである(予算法第40条)。その使用は、財政部門から提出された予備費の支出案が地方各級政府によって承認された後に可能となる。

(ウ) 予算回転金

地方各級政府は、年度内の季節的な収支差額(資金不足)を調整し、適時に支出ができるよう「予算回転金(運転資金)」を設置している(予算法41条第1項)。この予算回転金は、地方各級政府予算の繰越し余剰金を原資として中央政府の許可を得て設置、補充され、額については本級公共予算支出総額の1%に達するようにならなければならない(予算法实施条例第49条)。

(4) 決算

予算年度終了後、地方各級政府財政部門が、各部門決算報告に基づき当該級政府の決算案を調整し当該級地方人代常務委員会に提出し(4～5月頃)その承認を得る必要がある(予算法第21条第2項、第24条第1項、第78条第2項)。

地方各級政府は、承認された決算を1級上の政府に届け出(予算法第81条)、予算編成と同様に「下から上への報告」により最終的には、省、自治区、直轄市から財政部に報告される。

財政部は、中央決算案を編成し、国务院に報告し査定を受けた後に、全人代常務委員会に提出し(6月頃)その承認を得る(予算法第20条第2項、第23条、第78条第1項)。

(5) 会計検査

国务院及び県級以上地方人民政府によって会計検査機関が設立され、会計検査監督権を行使し、国务院各部門及び地方各級政府の財政収支の会計検査を行う(憲法第91条、会計検査法第2条)こととされている。

3 予算外資金と政府性基金予算

(1) 予算外資金

中国では国家成立時より、国家機関やそれに準じる団体が、機関の経費補填のために各種費用を徴収し、弾力的に運用してきた予算外資金というものが存在し、予算は大まかに一般公共预算と、この予算外資金とで構成されてきた。予算外資金は、もともとは予算規模の小さなものであったが、1979年以降、税財政改革によりその規模が拡大した。

また、収入においては、その収入項目が全国統一でなく地方ごとで異なり、かつ、各機関でそれぞれ徴収していたため、資金構造が非常に複雑で透明性に欠ける面があった。支出においても、組織内外の監査体制が整っておらず、定められた用途以外への支出も行われ、予算外資金は長く収支の透明性を確保できないという問題を抱えたまま運用されてきた。

これらの問題解決として行われたのが、予算外資金の一般公共预算、政府性基金予算への組込となる。現在の政府性基金予算の内訳はさまざまなインフラ整備、プロジェクトなど多岐に亘るが、前身となるものは1982年のエネルギー交通重点建設基金に始まった。その後、予算調節基金、三峡ダム建設基金など予算外資金改革の一環として基金が次々に設立され、随時これらが整理、統合され、2011年からは政府性基金管理に関する法令が施行されて、予算外資金は全て予算内に組み込まれることとなった。

(2) 問題点

政府性基金予算は収支ともに地方中心である。2018年を例にみると、全国の決算収入額7万5,479億元のうち、94.6%の7万1,444億元が地方収入となる。さらに、この収入の内訳は、土地収用や不動産開発に関わる分野が大半を占める。

土地の使用権譲渡収入は全て地方の収入となるが、この土地使用権譲渡収入だけでも6万2,875億元と地方収入の88.0%を占めている。これは、一般公共预算と政府性基金予算の合計額からみても、中央からの移譲金を含めない自主財源の35.8%を占めており、地方予算において大きな財源となっていることが分かる。

一方で、この土地使用権譲渡収入への依存が地方財政の不安定な状況を作り出している。不動産価格の動向次第で収入が大きく変動するため、政府による不動産引き締め策や景気動向により地方財政が大きく影響を受ける。このため、地方政府においては、土地依存からの脱却が財政健全化への大きな課題となっている。

第2節 地方税財政の規模及び構造

1 歳入

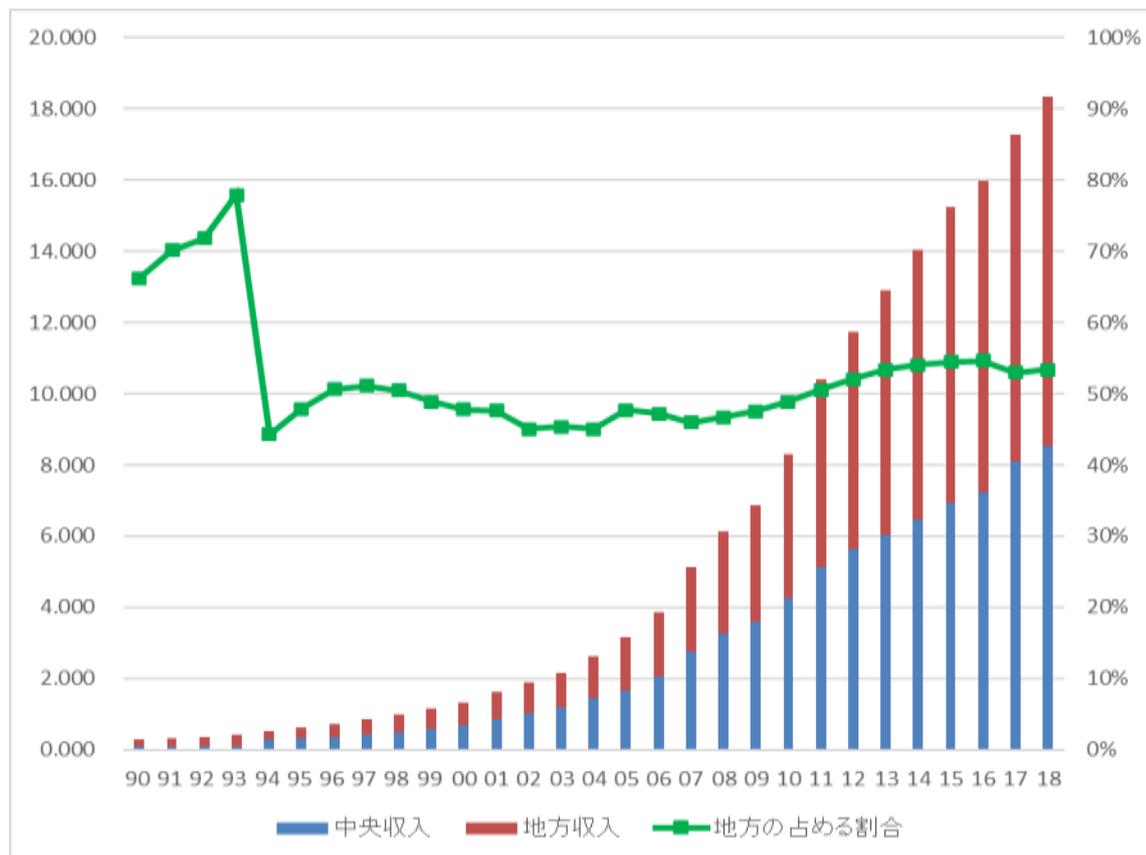
(1) 全体推移

ア 規模

中国の予算制度は、一般公共预算、政府性基金予算、国有資本経営予算及び社会保険基金予算から構成されるが、以下の歳入及び歳出では、日本の一般会計にあたる一般公共预算について見ていく。

一般公共预算のうち、政府間の財政調整（税込返還、移転支払）を除いた中央政府・地方政府の一次的な税込や徴収金（以下「中央収入」「地方収入」という。）の収入総額は18.3兆元（2018年決算。以下同じ。）であり、その内訳は、中央収入が8.5兆元、地方収入が9.8兆元となっている。

図表3-2 収入の推移（左軸：収入額（兆元））



（出所）『中国財政年鑑2019』407、408頁をもとに作成。

イ 増減

中央地方の合計を見ると、一貫して増加を続けている。中央地方別に見ると、1994年に中央の収入強化のために「分税制」が導入され地方から中央に税源が移転されたことから、地方収入が大幅に減少しその分中央収入が大幅に増加した。しかし、その後1996年には地方収入が分税制導入前の水準に戻り、それ以降は中央地方ともに安定的な増加を続けている。

ウ 地方収入が占める割合

1993年まで（分税制導入前）は、地方収入が全体の60～75%を占めていたが、分税制導入を契機に94年に約45%に激減し、それ以降は概ね50%前後で推移している。

（2）税収別内訳

中央では、収入に中央予算安定調整基金¹³からの繰り入れを加えたものが公共財政上の最終的な原資となる。地方においては、収入に中央から移譲される税収返還、移転支払及び公有財産収入などを加えた額が公共財政上の最終的な原資となる。

なお、2.歳出で取り上げる中央、地方支出の総計と、中央、地方の最終的な原資の総計が一致しない。この差が国債発行によってまかなわれる額となるが、予算収支において国債収支を含まないことが、中国における財政システムの特徴のひとつといえる。

¹³ 毎年の財政繰越金からの積立金

図表 3 - 3 2018年中央・地方別収入主要項目（単位：億元）

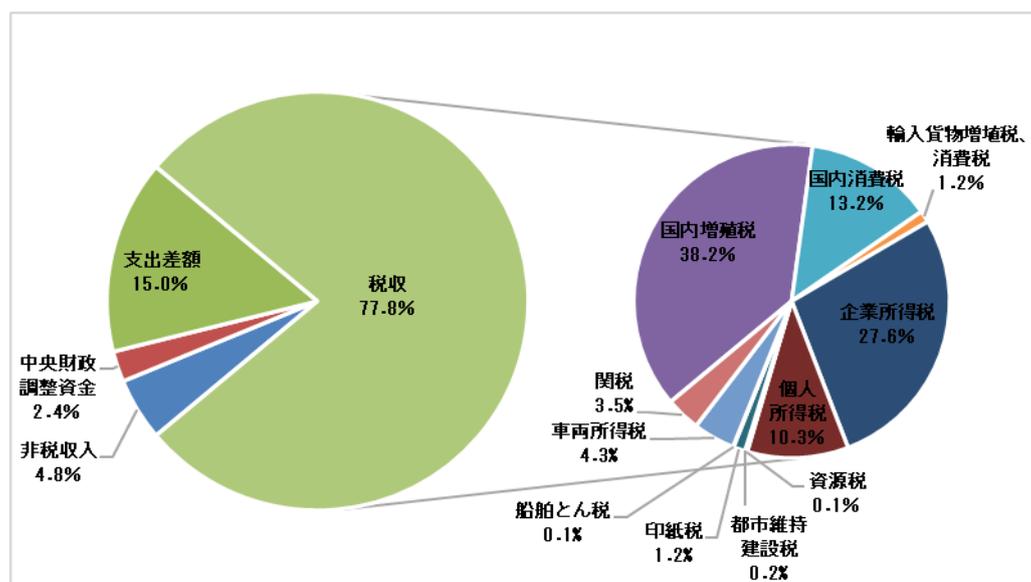
項目	一般公共予算収入	一般公共予算収入	
		中央	地方
総計	183,359.84	85,456.46	97,903.38
1. 税収	156,402.86	80,448.07	75,954.79
国内増値税	61,530.77	30,753.32	30,777.45
国内消費税	10,631.75	10,631.75	
輸入貨物増値税、消費税	16,878.97	16,878.97	
輸出貨物増値税、消費税還付	-15,913.93	-15,913.93	
企業所得税	35,323.71	22,242.11	13,081.60
個人所得税	13,871.97	8,324.42	5,547.55
資源税	1,629.90	45.15	1,584.75
都市維持建設税	4,839.98	159.31	4,680.67
不動産税	2,888.56		2,888.56
印紙税	2,199.36	976.88	1,222.48
うち証券取引印紙税	976.88	976.88	
都市土地使用税	2,387.60		2,387.60
土地増値税	5,641.38		5,641.38
車船税	831.19		831.19
船舶とん税	49.78	49.78	
車両取得税	3,452.53	3,452.53	
関税	2,847.78	2,847.78	
耕地占用税	1,318.85		1,318.85
契税	5,729.94		5,729.94
煙草税	111.35		111.35
環境保護税	151.38		151.38
その他税収	0.04		0.04
2. 非税収入	26,956.98	5,008.39	21,948.59
特定収入	7,523.38	325.94	7,197.44
行政事業収益	3,925.45	404.56	3,520.89
罰金・没収金	2,659.18	167.00	2,492.18
国有資本経営収入	3,574.20	3,217.94	356.26
国有資産使用料収入	7,075.98	789.11	6,286.87
その他収入	2,198.79	103.84	2,094.95

（出所）『中国財政年鑑2019』301、308頁をもとに作成。

ア 中央

税収と非税収入を合わせたものが収入となるが、これが中央公共財政の82.6%を占める主要原資となる。税収のうち、消費課税である増値税、消費税の2税が半分以上を占め、これに所得課税である企業所得税、個人所得税を加えた4税でほぼ9割に達する。

図表 3 - 4 2018年中央政府収入内訳（単位：億元、%）



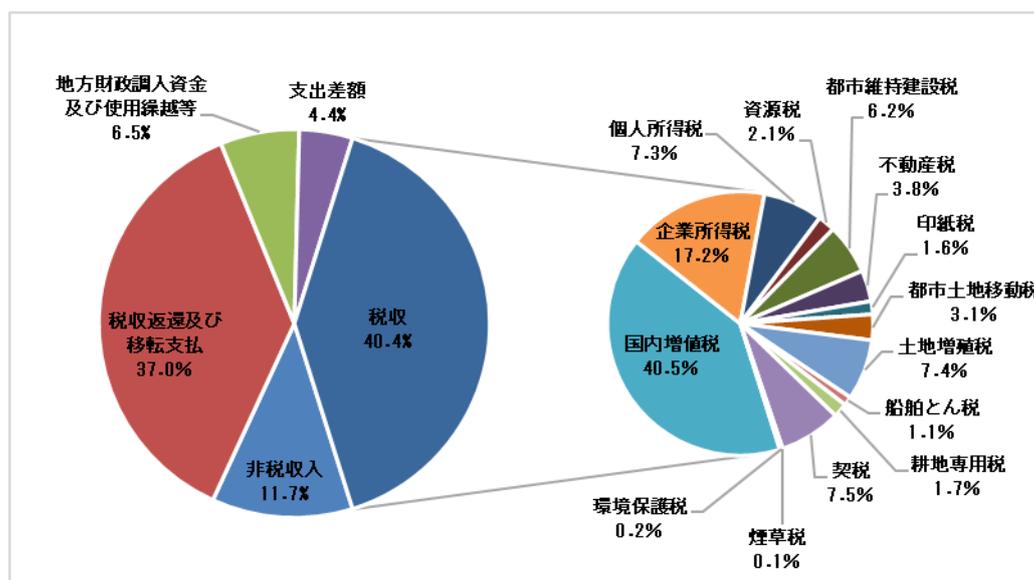
（出所）『中国財政年鑑2019』301頁をもとに作成。

イ 地方

まず、税収面から見ると、増値税が4割近くを占め、企業所得税及び個人所得税の2税を加えた3税の合計で65%となる。収入の52%を占める税収に、37%を占める中央からの移譲金である税収返還及び移転支払を合わせると89%を占め、地方財政の原資の主なものとなる。

ただ、近年は土地使用権譲渡収入（非税収入）や土地・不動産関連の税収が占める割合が大きくなっている。税収面においても、地方政府に100%帰属する土地・不動産関連税目（都市土地使用税、土地増殖税、不動産税、耕地占用税、契税）が地方税収に占める割合も、2012年が21.4%であったのに対し、2018年は23.5%と大きくなっている。

図表 3 - 5 2018年地方政府収入内訳（項目別）（単位：億元、%）



（出所）『中国財政年鑑2019』308頁をもとに作成。

（3）省別内訳

省（直轄市、自治区）別の収入内訳を、地域の税金や徴収金からなる独自収入である地方本級収入と、中央から地方への財政調整（税金返還、移転支払）とに区分し、その割合を見てみる。

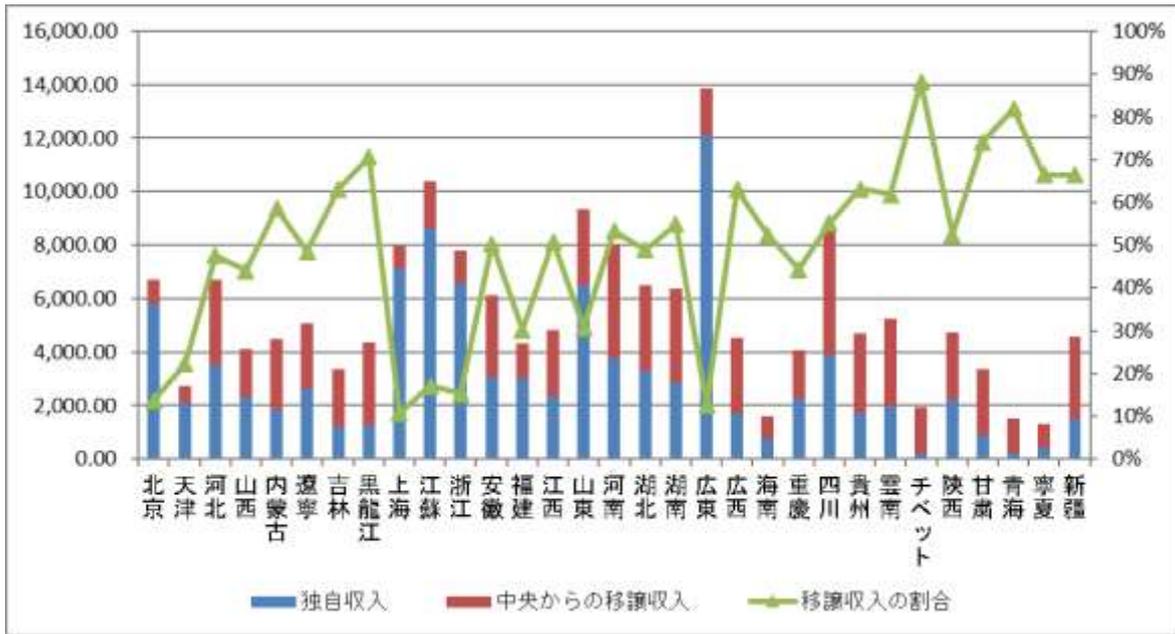
ア 地域毎の状況

沿岸地域など経済発展した省の収入規模が大きく、特に西部の諸省（甘肅省、貴州省、寧夏回族自治区、青海省、陝西省、四川省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区、雲南省、重慶市、内モンゴル自治区及び広西チワン族自治区）の収入規模が小さい状況にある。2000年から実施している西部大開発によって、西部諸省の毎年のGDP成長率は軒並み10%を超えるようになったが、2018年成長率の上昇も落ち着き、6%前後の成長率となっている。

イ 収入の占める割合

収入規模が大きい省ほど独自収入の占める割合が大きく、独自収入が5,000億元を超える省や重慶市を除く直轄市では、中央からの財源移転の占める割合が概ね30%以下に留まるのに対し、独自収入の少ない省ではその割合が50%以上にのぼり、それが70%以上の省もある。このように、経済発展に伴い十分に税源がある沿岸地域を除き、中央からの財政調整への依存度が非常に高い状況となっている。

図表 3-6 各省、自治区、直轄市収入内訳(2018) (単位: 億元、%)



(出所) 『中国財政年鑑2019』 348~384頁をもとに作成。

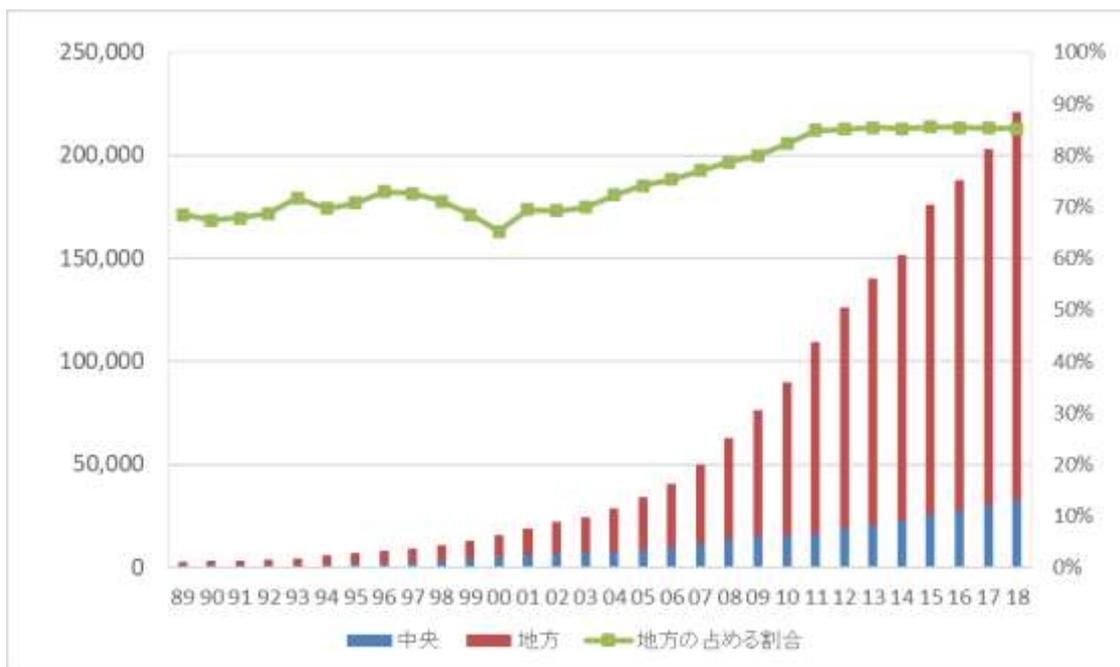
2 歳出

(1) 全体推移

ア 規模

政府間の財政調整を除いた中央と地方の支出（以下「中央支出」「地方支出」という。）は合計で22兆元（2018年決算。以下同じ。）であり、その内訳は、中央支出が3.27兆元（15%）、地方支出¹⁴が18.82兆元（85%）である。

図表3-7 支出推移 左軸：支出額（億元） 右軸：割合（%）



（出所）『中国財政年鑑2019』409、410頁をもとに作成。

イ 増減

中央地方の合計を見ると、一貫して増加を続けている。中央地方別に見ると、中央支出は、1989年～1993年に微増であったが、1994年の分税制導入による収入増加を受けて2000年まで激増を続け、その後ここ数年間は安定した増加を続けている。

地方支出は、1985年に「地方固定収入が支出を上回った場合には財政余剰を中央に上納する」という財政改革が行われた結果、地方が積極的に支出を増加させ、1993年まで中央を上回る勢いで増加を続けた。1994年の分税制導入に伴い、収入は大幅に減少したが、支出ではこの影響をあまり受けず、その後も安定的に増加を続けている。

¹⁴ 各省・自治区・直轄市の総予算を合計したもの。次年度への繰越は含まない。

ウ 地方支出が占める割合

地方支出割合は、1985年財政改革を契機に47%（1984年）から60%（1985年）に激増した。1994年の分税制導入以降も、地方支出割合が70%前後の横ばいとなっている。これは、同時期の地方収入割合が約30%減少した状況と対照的であり、中央から地方への大幅な財源移転が行われていることの証左ともいえる。

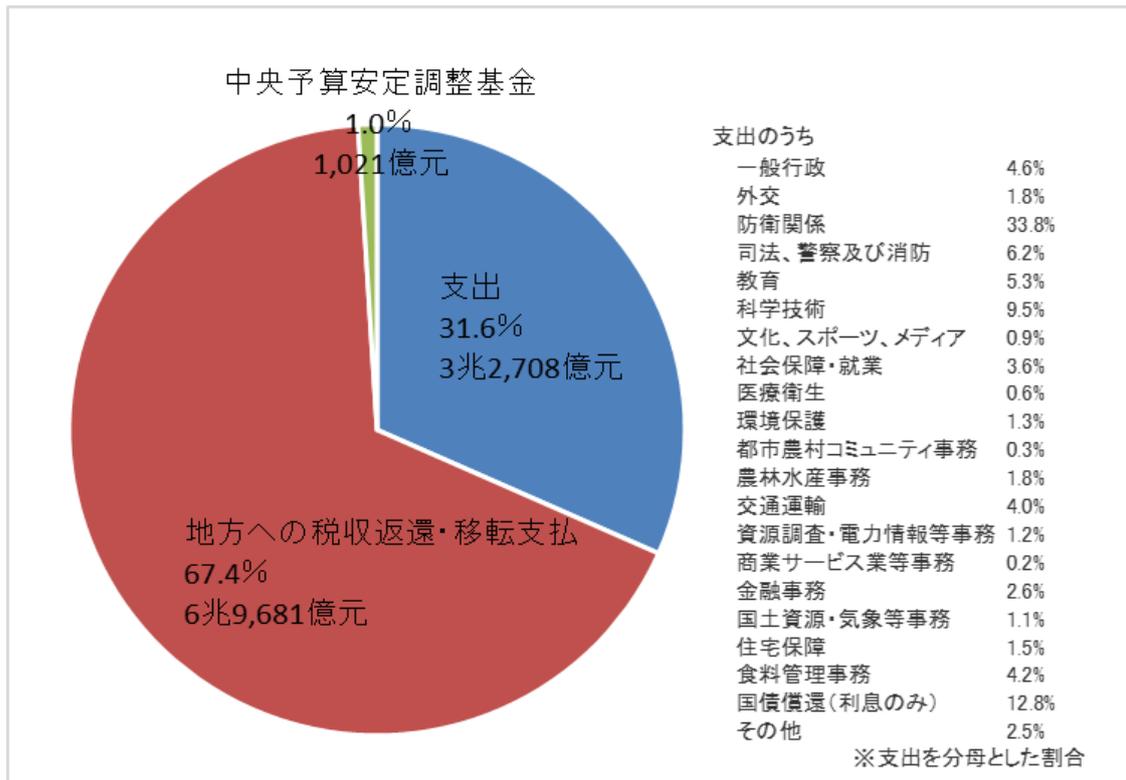
（2）項目別内訳

政府間財政調整を含めた中央・地方における全ての支出（以下「中央支出」「地方支出」という。）を項目別に見てみる。

ア 中央支出

国債の元本償還額は中央公共財政予算に含まれないため、これを除いた10兆3,410億元が中央支出額となる。内訳としては、地方への財源移譲となる税収返還・移転支払が70%近くを占め、本級支出がおよそ30%を占める。

図表3-8 中央政府支出内訳／項目別

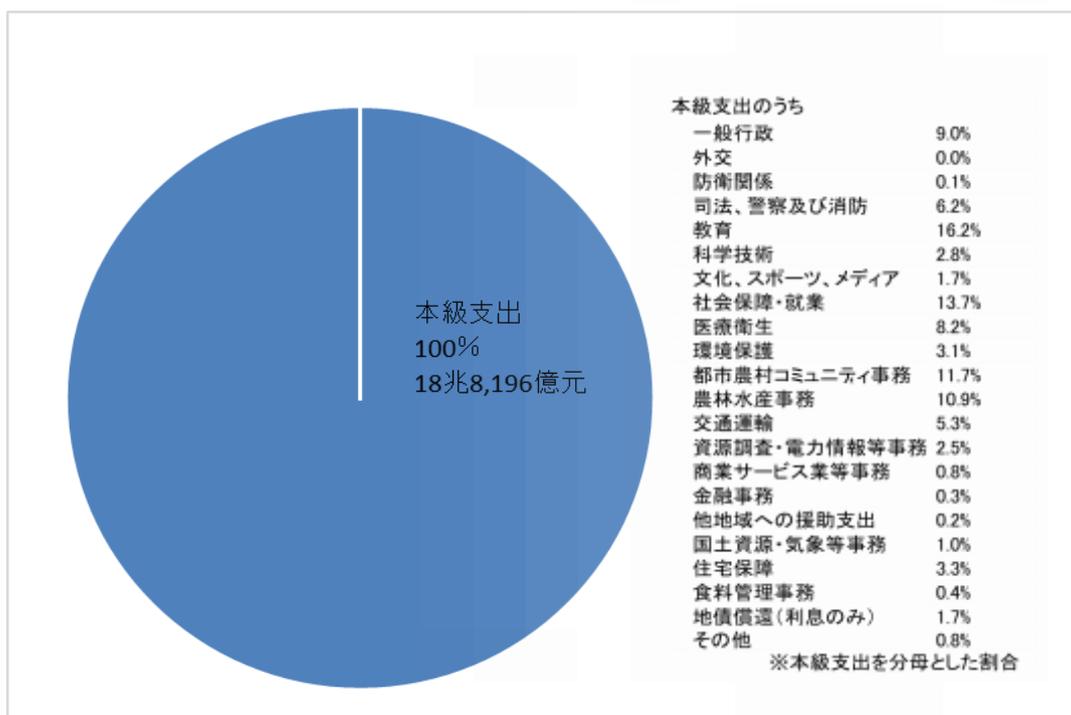


（出所）『中国財政年鑑2019』301～306頁をもとに作成。

イ 地方支出

地方支出においては、本級支出のうち10%を超える額の大きなものから見ていくと、教育関連が16.2%、社会保障・就業支援が13.7%、都市農村コミュニティ事務11.7%、農林水産関係が10.9%を占めている。

図表 3 - 9 地方政府支出内訳／項目別

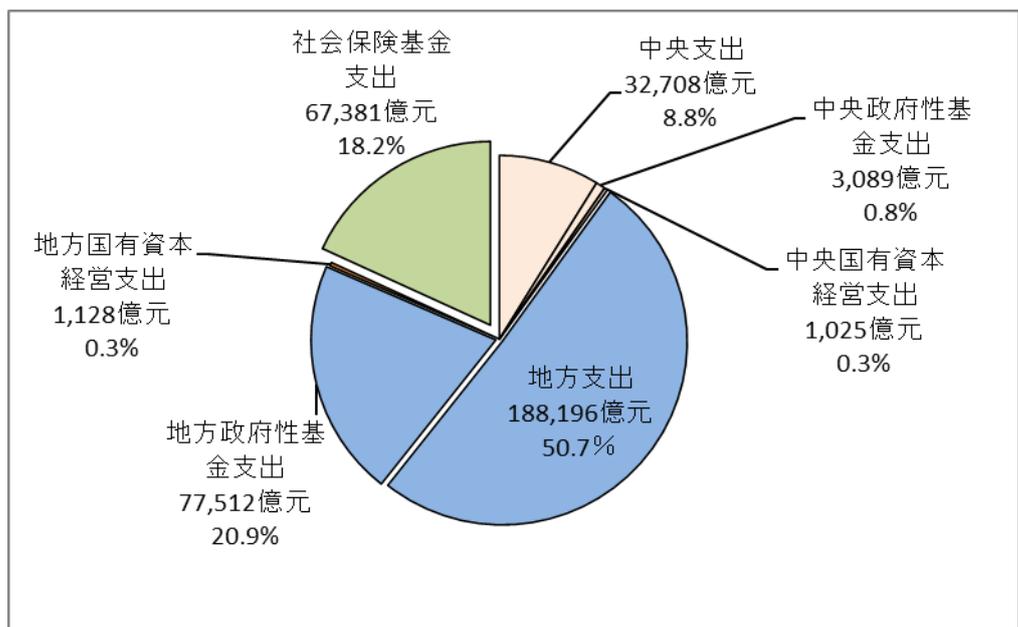


(出所) 『中国財政年鑑2019』 308～313頁をもとに作成。

3 政府性基金及び国有資本経営予算

ここまでの収入、支出は一般会計にあたる一般公共予算のものとなるが、その他会計にあたる政府性基金予算、国有資本経営予算、社会保険基金予算全てを合わせた国家予算を見つめる。下の図表 3-10は支出から見たものとなるが、地方政府の割合が高く全体の約70%を占める。

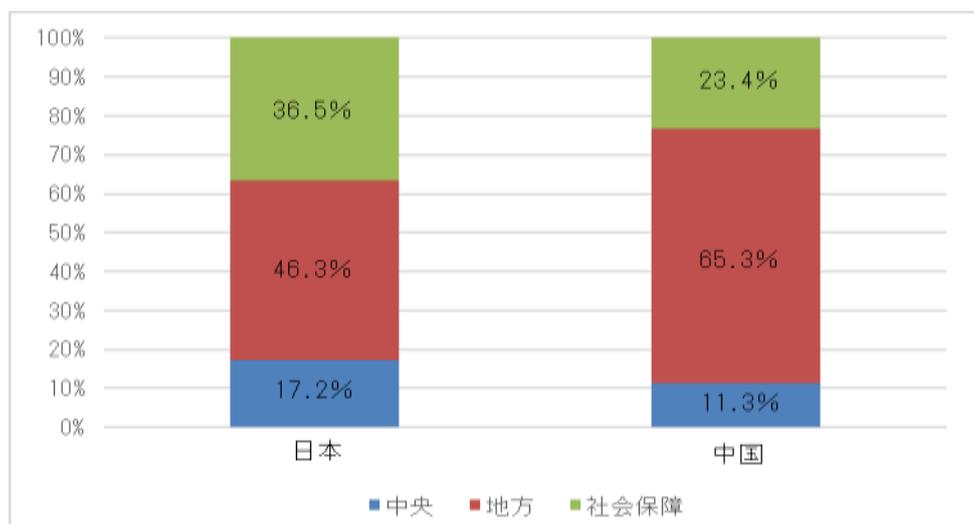
図表 3-10 全国支出内訳



(出所) 『中国財政年鑑2019』 306、313、319、322、327、330、333頁をもとに作成。

背景が異なるため単純に比較できるものではないが、日本の2018年度政府部門支出と比べても地方政府による支出割合が高いことが分かる。

図表 3-11 日本と中国の政府部門支出



(出所) 図表 3-10及び総務省HP「地方財政の分析」をもとに作成。

第3節 地方債、分税制・政府間財政調整

1 地方債

地方債は1980年代から1990年代にかけて主にインフラ整備を目的に、各地方級政府によって発行されてきたが、1993年、国務院によって一律に禁止となった。しかし1998年からは、積極財政政策が取られるようになり、その一環として国債の地方への転貸制度が採用され、財政部が部分的に地方融資の需要を満たしてきた。2009年からは地方債の代理発行が認められることになり、2009年から2011年は毎年2,000億元、2012年は2,500億元、2013年は3,500億元の地方債が発行された。

地方自前での地方債発行も2011年から試行的に開始された。2011年10月には、上海市、浙江省、広東省、深圳市の4省市で3年・5年の償還期限の地方債が発行されることとなった。2012年には7年の発行も認められ、自前での発行規模は、2011年は229億元、2012年は289億元に達した。2013年には4省市に加え、江蘇省、山東省、2014年には北京市、青島市、江西省、寧夏回族自治区も発行が認められることとなった。

試行地域での地方債発行額は国務院により上限額が定められており、この上限額は毎年設定される。また、地方債収入は全て省級財政予算で管理され、省から市、県級地方政府に転貸されることになる。

なお、2009年以降、資金調達、インフラ投資を行う地方政府参加の投資会社である地方政府融資平台の発展が著しく、これが財政金融危機を醸成した。地方債発行の流れは、この地方政府融資平台への管理強化の一環として行われ、同時に地方政府の債務統計報告制度、地方債務管理の厳格化が進められた。

(1) 地方債発行の制度設計

2015年1月施行の改正予算法より、省・自治区・直轄市による地方債の自主発行が可能となった。現在は、「予算法」、「地方政府性債務管理の強化に関する国務院の意見」、「地方政府一般債券発行管理暫定施行弁法」、「地方政府専項債券発行管理暫定施行弁法」及びプレスリリースや規則などで運用している。

ア 発行条件

(ア) 予算としての管理

地方債発行に係る収支は一般公共予算の管理の対象となり、当該級の人民代表大会常務委員会に報告し承認を受けなければならない。なお、債務の限度額は国務院が示達する。市、県級政府においては、管轄する省級政府が代行し資金調達を行う。地方政府の資金調達は政府部門によって行い、傘下企業、国有企業等を経由してはならないとされており、地方政府融資平台による資金調達を禁止するものとなっている。

(イ) 使用条件と種類

予算法において、地方債の発行で調達した資金は公益性資本支出のみに用いることができ、経常支出に用いてはならないとされている。さらに、地方債は、公益性資本支出としてはPPP方式での社会インフラ建設、運営を推奨するとともに、公益性資本支出に加え、一部既存債務の返済に用いることも認めている。地方債の種類としては、収益のない公益性プロジェクトのための一般債、収益のあるプロジェクトのための専項債、借換債の3種類が発行でき、一般債、専項債については1年・3年・5年・7年・10年償還の債券が発行できる。

なお、一般債は一般公共予算、専項債は政府性基金予算、PPP方式プロジェクトへの支出についてはその性質に応じて相応の予算に組み入れることとなっている。

(ウ) 発行と監督

発行はシンジケート団による販売引受方式か入札方式により行われ、発行金利についても、この期間中の新発国債の発行金利及び市場金利を基準とした上で決定される。各地方は債券投資家の範囲を積極的に拡大しなければならないとされており、発行後は銀行間債券市場又は証券取引所の債券市場において上場取引される。

なお、地方債の公開、公平・公正な発行を図るためのさまざまな措置が定められている。例えば、①信用格付機関による信用格付評価を行うこと、②格付評価を遅滞なく公表すること、③地方債関連情報、地方政府財政経済運営状況、債務状況などを公表すること、④これらに関わる人間の職務違反への厳罰化、⑤地方債関連情報の財政部への報告、などである。

(2) 2018年の発行実績

2018年度に国務院が設定した地方債発行限度額は約21兆元であった。同年度の地方債新規発行実績は4兆1,652億円で、内訳は、一般債が2兆2,192億元、専項債が1兆9,460億元となっている。目的別で見ると、新增債が2兆1,705億元、借換債及び再融資債が1兆9,947億元である。

なお、地方政府の債務のうち、90%以上は地方債によるものではないため、金利負担が大きく、2014年時点で元本に対する年利が全国平均で10%となっていた。この金利負担軽減のため借換債の発行を認めることとし、借換債の発行によって全国平均は約3.5%まで下がった。

(3) 今後の課題

中国では2008年9月のリーマンショックに対し、4兆元の景気対策が発表された。これは中央政府、地方政府、企業、銀行等による負担を財源としており、地方政府では2009年から地方債の代理発行が一部で認められることとなったが、多くは地方性融資プラットフォームを利用した資金調達、インフラ投資に結びつく結果となった。

地方性融資プラットフォームは審計署（国務院の直属機関の1つで、政府機関と国有企業の財務収支の監査を行う役所、日本の会計検査院に相当）も2010年から指摘していたが、管理がずさんで、事業の採算性が低く、借り入れにあたっての根拠法も明確でなく、地方政府による管理体制が不明確、債務責任の所在が不明確と、多くの問題を抱えていた。

中央政府は問題解決のため、2015年からは地方性融資プラットフォームをはじめ、政府部門傘下企業、国有企業などを経由した資金調達を完全に禁止するとともに、全国での地方債発行を解禁し、不明瞭であった資金調達手段を明文化した。また、借換債の発行が認められたことで、地方政府の金利負担が減り、財政破綻リスクが軽減され、地方政府の財政の透明化、健全化への道が示されることとなった。ただし、借換債の発行には上限が設けられており、地方債務について中央政府は原則救済をしないとしているため、今後、地方の債務返済にあたって大きな問題が起こる可能性がある。

2 分税制

中国の税財政制度は社会や経済状況に応じて改革されてきた。分税制導入前（～1993年）は、地方政府が徴収の主体となり、税収の一定額を中央政府に上納¹⁵すれば、残りは地方に留保されるという制度（財政請負制）がとられていた。これは、地域開発や財政収入確保の面で地方政府にとってインセンティブのある制度であり、大幅な自主権を持った地方政府は、地方における地域開発と財政収入確保に積極的に取り組んだ。

しかし、経済成長を遂げた東部沿岸地域と開発が進まない中西部との地域間格差が拡大するなどの社会問題が発生する一方、全国財政収入に対する中央政府財政収入の割合が低く、中央政府がこれらの問題に対応することが困難な状態となった。

そこで、中央政府は、中央財政の強化、経済のマクロコントロール能力の向上、そして地域間格差の是正を主な目的として、1994年に分税制を導入した。

分税制の具体的な内容は次のとおりである。

¹⁵ 地方政府から中央政府への資金移転を指し、分税制導入後も継続実施されていたが、2009年から税収返還と相殺処理するものとなり収入科目としては廃止されている。

(1) 中央と地方の役割分担の明確化

事務権限配分については、中央政府が、国防、外交、中央政府の正常な活動、国民経済全体の発展と地域の均衡的発展、マクロ調整機能強化を担当し、地方政府が、当該地区の経済、社会、治安に関する問題を担当することとされた。

これに基づき、財政支出項目については、以下のとおり定められた。

図表 3-12 中央財政支出と地方財政支出の内容

中央／地方	内 容
中央財政支出	国防費、武警費、外交と援助支出、中央行政管理費、中央が統一管理する基本建設投資、中央直属企業の技術改良と新製品試作費、地質調査費、中央財政による農業支援支出、中央負担の内外債務元利返済支出、中央負担の公安・検察・司法支出及び文化・教育・衛生・科学等の各事業費
地方財政支出	地方行政管理費、公安・検察・司法支出、民兵事業費、地方が統一管理する基本建設投資、地方企業の技術改良と新製品試作費、農業支援支出、都市維持・建設経費、地方の文化・教育・衛生・科学等事業費、価格補助支出

(出所) 『地方財政学(第三版)』189頁。

(2) 中央と地方の財政収入範囲の明確化

上記事務配分に基づき、各種税目が中央政府固定収入、中央・地方共有固定収入、地方政府固定収入に分類された。原則として、国家の権益を守り、マクロコントロールの実施に必要な税目が中央税、経済発展と直接の相関関係がある主要税目が共有税、地方が徴収管理するのに適当な税目が地方税とされた。

現在の具体的な区分については、第4節地方税制の1税目の図表のとおりである。徴収対象が拡大されて大きな収入源となることが見込まれた増値税(75%)や収入が安定して徴収が比較的容易である消費税や関税等が中央税とされたこと、導入時は地方税とされていた所得税(企業所得税、個人所得税)が後に共有税とされたことなどから、分税制導入の最大の目的が収入の中央集権化であったことがうかがえる。

また、これら中央税及び共有税を徴収するため、新たに国家税務総局が設置され、これ以降、税の徴収や管理は国家税務局系統(中央)と地方税務局系統(地方)の2系統により行われている。

3 政府間財政調整

分税制導入と同時に、地方政府のそれまでの税収の一部を保障することを目的とした「税収返還制度」が導入された。また、地域間格差の是正及びナショナルミニマムの確保を目的とした「移転支払制度」の充実が進められている。

(1) 税収返還制度

1994年の分税制実施に対応して、従前の地方政府の収入を保障し、かつ一定範囲で新たな収入増加分を地方に返還するというもの。税収を地方政府から中央政府に移転させるものであり導入に当たって地方政府から多くの反発があったため、地方政府の既得権益を保障した。現在は増値税・消費税返還、所得税基数返還、製品油価格税改革返還が実施されている。

ア 両税（増値税、消費税）返還

地方政府の主要財源であった両税（増値税、消費税）分の地方収入確保を行うもの。計算方法としては、1993年時点の両税収入を基数とし、そこに成長率等を加算し算定を行う。返還額は毎年度見直される。

イ 所得税基数返還

分税制導入後も、個人所得税は地方財政収入、企業所得税は企業毎の所属により各地方政府又は中央政府の収入とされていた。しかし、所得税は、高い増加率をもち今後大幅な増収が見込まれたことから、2002年からは一部の特定業種の企業を除いて全ての個人・企業所得税収の増加の部分が、中央と地方に一定の比率で配分されるようになった。これに伴い、2002年以降、増値税、消費税に加え、所得税も税収返還の対象となった。2001年の収入を基数に計算を行う。

ウ 製品油価格税改革返還

2008年に実施された製品油価格税制改革により地方政府が失った6項目の道路等使用料徴収収入分を地方政府に返還するもの。2007年の6項目収入を基数とし、成長率を加算し計算する。

(2) 移転支払制度

税収返還と同じく、1994年の分税制実施に対応して導入されたもの。一般性移転支払と専項性移転支払の2つをまとめて移転支払制度と呼ぶが、一般性移転支払は地域間格差の是正を主な目的として行われる日本の地方交付税に相当し、専項性移転支払は国が地方公共団体に交付している補助金、負担金等に相当する。

ア 一般性移転支払

貧しい地区への資金移転を目的とした財源移転制度であり、1995年に導入された。地域間の財源の不均衡を調整し、公共サービス平準化のため、中央政府が財政力の弱い地方政府に資金移転する。民族地区移転支払、農業定額補助、体制補助などの移転支払制度が作られたが、2009年から現在の一般性移転支払にまとめられ、教育、社会保障、公共安全、一般行政費が算定基礎に入れられることとなった。ただ、金額の算定は従来のままの部分もあり、複雑な制度となっているため、簡略化、透明化に向けた制度改正作業がすすめられており、今後の制度改正が見込まれる。

イ 専項性移転支払

中央政府から地方政府への財源移転のうち、用途を特定して行われるものを専項性移転支払という。これは、地方政府が、中央政府からの委託事業や中央政府との共同事業などを実施する際に行われる。2009年までは社会保障が最も大きな支出分野であったが、一部が一般性移転支払に含まれることとなったため、2014年決算における主要分野は、農林水産（29.7%）、交通運輸（18.8%）、住宅保障（11.3%）、環境保護（8.9%）となっている。

専項性移転支払による資金は、その具体的な配分や運用についての明確なルールが存在せず、所管官庁の裁量により決定されている。そのため、配分や用途が不透明であるとの指摘がある。

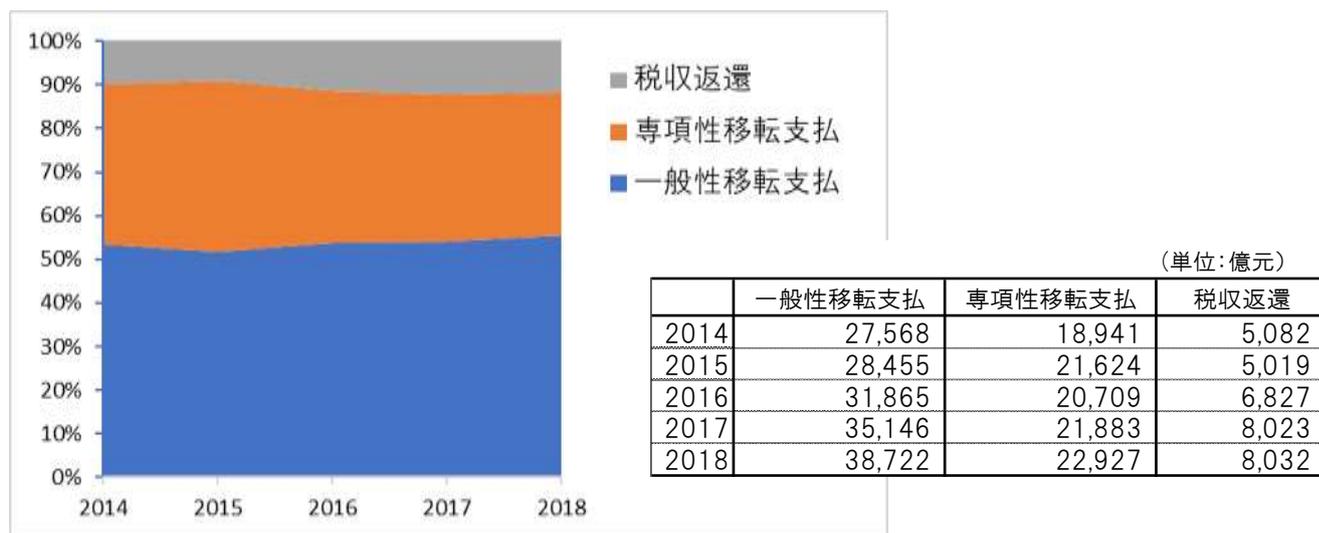
（3）財政調整制度の課題と今後

税収返還、移転支払ともに制度改正にともなう移行措置として取られた制度であり、まだまだ多くの課題をかかえている。例えば、中央・地方政府間、地方政府間の事務権限・財源配分が依然不明瞭な部分があり、収入・支出の相関がなく中央と地方の責任区分が不明確なことなどが問題視されている。また、移転支払の大部分は、中央政府から省級政府に行われるため、農村部の県級・郷級地方政府の財政難（ひいてはナショナルミニマム確保ができない問題）を十分に解決するに至っていないといった課題がある。

なお、税収返還制度は、過去の収入をもとに現在の収入を想定し、その額を地方へ移譲するものであるため、経済的に豊かであった地域への移譲が多くを占めており、地域間格差の是正に寄与するものとなっていない。

ただし、近年においては再分配機能の高い一般性移転支払の割合が高まり、税収返還、専項性移転支払の割合が縮小する傾向が続いている。国務院の中央から地方への移転支払制度への意見（2014）においても、一般性移転支払の割合を60%以上まで高めていく方針としており、地域間格差縮小、全国同水準の公共サービス提供のため、今後も継続して一般性移転支払の割合が高まっていくとみられる。

図表 3 - 13 税収返還、移転支払額の推移



(出所)

中華人民共和国財政部「2018年中央对地方税収返還及び移転支払決算表」等。

第4節 地方税制

1 税目

中国の税目は18種類あり、物品及び労務課税、所得課税、財産課税及びその他の税の4つに分類される。

分類	税目	国・地方の財源配分（概要）	徴税機関
物品及び労務課税	増値税 〔付加価値税〕	共有税⇒国(50%)・地方(50%) (関税賦課部分は全て国税)	国家税務局 ¹⁶ (輸入物品は税関)
	消費税 〔個別消費税〕	国税	国家税務局 (輸入物品は税関)
	車両取得税	国税	国家税務局
	関税	国税	税関
所得課税	企業所得税	共有税⇒国(60%)・地方(40%) (国家郵政、4大国有銀行、国家開発銀行、輸出入銀行、CIC、中国石油等の企業分は全て国税)	2008年以前に設立された企業 ①2001年以前に設立された企業 ⇒地方税務局 ②2002年以降に設立された企業及び左記の超大型国有企業など ⇒国家税務局 2009年以降に設立された企業 ①増値税を納付する企業及び左記の超大型国有企業、外資企業 ⇒国家税務局 ②営業税を納付する企業 ⇒地方税務局
	個人所得税	共有税⇒国(60%)・地方(40%)	地方税務局
	土地増値税	地方税	地方税務局
財産課税	不動産税	地方税	地方税務局
	都市土地使用税	地方税	地方税務局
	耕地占用税	地方税	地方税務局
	契税	地方税	地方税務局
	資源税	地方税（海洋石油分は国税）	地方税務局（国家税務局）
	車船税	地方税	地方税務局
	船舶とん税	国税	税関
その他の税	印紙税	地方税 (証券取引印紙税は国税)	地方税務局 (証券取引印紙税は国家税務局)
	都市維持建設税	地方税 (各銀行・保険会社本部で集中納付された分は国税)	地方税務局 (国家税務局)
	煙草税	地方税	地方税務局
	環境保護税	地方税	地方税務局

(出所) 『2020年中国税制概覧』17、18、443～446頁。

¹⁶ 徴税機関欄の(国家税務局)は、一部(国税分)を国家税務局が徴収していることを示す。

(1) 物品及び労務課税

ア 増値税（共有税）

中華人民共和国増値税暫定条例（1994年1月1日施行、2017年11月19日改正条例国務院公布）、中華人民共和国増値税暫定条例実施細則（1993年12月25日財政部公布、2011年10月28日第二次改正細則財政部・国家税務総局公布）

中国国内での物品の譲渡、労務提供プロセスにおける付加価値及び輸入物品の価格に対して課される付加価値税である。原油、加工・修理サービスなどについては13%、農産品、水、農業機械、ガス、図書、飼料、交通運輸サービス、郵政サービス、不動産販売などについては9%、情報技術サービス、教育、医療、飲食等日常生活に係るサービスなどには6%の税率がそれぞれ適用される。

主な特徴は次のとおり。

- ・輸出取引に係る増値税は、法令上は日本の消費税と同様に免税とされているが、現実には個々の商品分類ごと（HSコード別）に輸出還付率が定められており、実際の還付率が本則税率より低いため、完全なゼロ税率とはならない。
- ・国家税務局が管理する専用インボイスを仕入税額控除の要件としている。
- ・小規模納税者¹⁷については、物品・サービスの売上額の3%を増値税額とする簡易計算を選択することが出来る（この場合、仕入税額控除はなし。一旦選択すると3年間は変更不可。）。

また、主な減免措置として次のようなものが挙げられる。

- ・個人事業者（サービス提供事業者を除く。）の課税最低限については、月間売上額が5,000元～20,000元、毎回（日）の売上が300元～500元の範囲内で各省・自治区及び直轄市の財政庁、国家税務局が各地の状況に応じて決定する。
- ・小規模零細企業については、2019年から2021年までの間、月間売上額が10万元以下の場合、課税免除。（『2020年中国税制概覧』49頁）

なお、2018年の増値税収入は6兆1,869億元で当年の中国税収総額の39.6%を占めトップである。（『2020年中国税制概覧』47頁）

イ 消費税（国税）

中華人民共和国消費税暫定条例（1994年1月1日施行、2009年1月1日改正条例施行）、中華人民共和国消費税暫定条例実施細則（1993年12月25日財政部公布、2008年12月15日改正細則財政部・国家税務総局公布）

¹⁷年間売上額が500万元以下の納税者。（財税〔2018〕33号）

酒、たばこ、腕時計、化粧品、宝石、石油製品、小型自動車などの奢侈品等計15品目を課税対象とし、それぞれの製造者・輸入者に対して課される個別消費税。国内で生産又は委託加工、輸出用の消耗品に課されるものであり、日本の旧物品税、酒税などに相当する。

税率は、品目毎に比例税率と固定税率が決められている。例えば、比例税率の高いものでは甲類巻きたばこ（1カートン（200本）70元以上のたばこ）が56%、低いものでは小型乗用車が1%とされている。固定税率では、販売価格が1万元以上の腕時計は20%、1ミリリットルあたり10元以上（パックなど枚で数えるものは1枚15元以上）の化粧品や爆竹・花火は15%、電池が4%などとなっている。

なお、2018年の消費税収入は1兆1,259億元で当年の中国税収総額の7.2%を占めている。（『2020年中国税制概覧』61頁）

ウ 車両取得税（国税）

中華人民共和国車両取得税法（2019年7月1日施行）

自動車、路面電車、トレーラー及び排気量150cc以上のオートバイの取得を課税対象とし、その取得価格（手数料、輸送費、消費税及び関税などを含む。ただし、増値税は含まない）を課税標準として一律10%の税率で課税される。車両取得税による税収は交通事業にのみ用いられることになっている。

2018年の車両取得税収入は3,453億元で当年の中国税収総額の2.2%を占めている。（『2020年中国税制概覧』77頁）

オ 関税（国税）

中華人民共和国輸出入関税条例（2004年1月1日施行、2017年3月1日改正）

輸出又は輸入する貨物その他物品に対して、課税されるもの。

2018年の関税収入は2,848億元で当年の中国税収総額の1.8%ほどである。（『2020年中国税制概覧』82頁）

（2）所得課税

ア 企業所得税（共有税）

中華人民共和国企業所得税法（2008年1月1日施行、2019年4月23日改正）、

中華人民共和国企業所得税法実施条例（2007年12月6日国務院公布、2008年1月1日施行、2019年4月23日改正）

中国国内の企業及びその他収入を得る組織の所得に対して課され、基本税率は25%である。課税期間は暦年（1月1日～12月31日）。

納税義務者は居住企業と非居住企業に分類され、居住性の判定については設立地基準と管理支配地基準の併用により、「中国の法に基づき中国国内に設立された企業、又は外国（地区）の法に基づき設立されたが実際の管理機構が中国国内にある企業」を居住企業、「外国（地区）の法に基づき設立され、かつ実際の管理機構が中国国内に存在しないが、中国国内に機構・場所を設けている企業、又は中国国内に機構・場所は設けていないが、中国国内を源泉とする所得がある企業」を非居住企業と規定。居住企業は中国国内及び国外に源泉のある全ての所得に対して納税義務を負う無制限納税義務者、非居住企業は限定された所得に対して納税義務を負う制限納税義務者である。

租税回避対策については特別納税調整として包括的に規定しており、ここには関連者間取引、独立取引原則、移転価格税制、タックスヘイブン対策税制及び過小資本税制、一般的租税回避否認規定、が含まれている。

主な減免措置は次のとおり。

- ・ 小規模薄利企業に対する減税措置。年間課税所得額30万元以下、就業人数80人以下、資産総額1,000万元以下（工業企業については、年間課税所得額30万元以下、就業人数100人以下、資産総額3,000万元以下）の条件を満たす場合には、企業所得税は20%の税率で課税する。また、2019年～2021年については、年間課税所得額100万元以下の小規模薄利企業については、その所得額を25%減額して課税所得額とすることができる。年間課税所得額が100万元を超えて300万元を超えない部分は、50%を減額して課税所得額に計上できる。上述の企業は徴収方式にかかわらず、年間課税所得額が300万元以下、従業員数が300人未満、資産総額が5,000万元を超えないという3つの条件を同時に満たさなければならない。（『2020年中国税制概覧』154、155頁）
- ・ ハイテク企業に対する減税措置。産品（サービス）が科技部・財政部・国家税務総局の公布する「国家重点サポート高度先端技術領域」に規定する範囲に属し、研究開発費用や売上高に関する各種条件を満たす場合には、企業所得税は15%の税率で課税する。（『2020年中国税制概覧』155頁）
- ・ 経済特区における減税措置。2008年より、深圳、珠海、汕頭、厦門、海南経済特区及び上海浦東新区に登録された国家重点サポートハイテク企業は、当該経済特区及び上海浦東新区で得た所得について、最初の生産・経営収入を得た年度から起算して、第一年度及び第二年度の企業所得税を免除し、第三年度から第五年度については25%の企業所得税法定税率を半減して課税する。（『2020年中国税制概覧』160頁）

2018年の企業所得税収入は3兆5,324億元で当年の中国税収総額の22.6%を占めている。（『2020年中国税制概覧』114頁）

イ 個人所得税（共有税）

中華人民共和国個人所得税法（1980年9月10日施行、2019年1月1日第七次改正施行）、中華人民共和国個人所得税法実施条例（1994年1月28日国務院公布、2018年12月18日第四次改正）

所得分類は、①給与所得、②労働報酬所得、③原稿料所得、④特許権使用料所得、⑤経営所得、⑥利子・配当所得、⑦財産賃貸所得、⑧財産譲渡所得、⑨一時所得、の計9種類であり、それぞれに対して分離課税方式により課税される。（『2020年中国税制概覧』81頁）

給与所得は源泉徴収による月次課税方式、日本のように年末調整で一年分の税額を調整する仕組みはない。事業所得は年次課税方式、それ以外の所得は取得の度に課税される。高額所得者（前年度の所得12万元以上）については、源泉徴収とは別に申告義務がある¹⁸。

給与所得には3～45%のレンジで7段階、経営所得には5～35%のレンジで5段階、労働報酬所得には20～40%のレンジで3段階の超過累進税率が適用される。その他の所得には一律20%の税率が適用される。

給与所得の毎月の基礎控除額（課税最低限）は5,000元¹⁹、外資系企業に在籍する外国籍従業員などについては4,800元となる。

株式譲渡益については、1994年以来暫定的に免税（本則20%）とされていたが、2010年1月1日より、個人が上場企業の譲渡制限付株式を譲渡した際の売却益に対し20%の個人所得税が課されることとなった²⁰（ただし、個人が上場企業の公開発行した株式を譲渡することにより得た所得に対しては、引き続き免税）。

¹⁸ 高所得者の個人所得税の徴収を強化し、納税者の自己申告納税の意識を高めるため、「高所得者に対する個人所得税の徴収管理強化に関する通知（国税発[2010]54号）」、「2010年度における年間所得12万元以上の個人の所得税納税申告作業の徹底に関する通知（国税発[2010]120号）」、「高所得者に対する個人所得税の徴収管理の確実な強化に関する通知（国税発[2010]50号）」等が公布されている。

¹⁹ これまで、800元→1,600元（2006年1月1日～）、1,600元→2,000元（2008年3月1日～）、2,000元→3,500元（2011年9月1日～）、3,500元→5,000元（2018年10月1日～）と順次引き上げが行われてきている。

²⁰ 1994年1月1日施行の個人所得税法において、財産譲渡所得に対しては個人所得税を課する旨明記されており、株式譲渡所得も個人所得税の対象とされている。しかし、中国の資本市場の実情を踏まえ、これまで個人に対する上場企業の株式譲渡所得について暫定的に免税とされていた。

配当は本則税率20%であるが、個人投資家が上場企業から受け取る配当については、課税所得は当該株式の保有期間に応じて次のとおりとなる。

- ・保有期間1ヶ月以内の場合、受取配当金額の全額が課税所得となる。
- ・保有期間1ヶ月超1年以内の場合、受取配当金額の50%が課税所得となる。
- ・保有期間1年以上の場合は、免税となる。

(財税〔2015〕101号)

2018年の個人所得税収入は1兆3,872億元で当年の中国税収総額の8.9%を占めている。(『2020年中国税制概覧』171頁)

ウ 土地増値税(地方税)

中華人民共和國土地増値税暫定条例(1994年1月1日施行、2011年1月8日改正)、中華人民共和國土地増値税暫定条例実施細則(1995年1月27日財政部公布)

中国国内で販売その他の方式によって有償で土地使用者、地上建築物(地上及び地下の各種付属物を含む)を有償譲渡することで収入を得た組織、団体、個人に対し、その譲渡益を課税標準として、控除項目金額(原価、費用等)に対する比率別に定められた計算式により税額が算定される。

主な減免措置は次のとおり。

- ・個人間で取引された居住用不動産に関するものについては免税となる。
- ・個人が転勤のため、又は居住条件の改善のために居住用財産を譲渡した場合、その住居に満5年以上居住していれば免税、満3年から満5年の間居住していた場合には2分の1に減額する。
- ・個人が販売した住宅については暫定的に免税とする。

なお、2018年の土地増値税収入は5,641億元で当年の中国税収総額の3.6%を占めている。(『2020年中国税制概覧』215頁)

(3) 財産課税

ア 不動産税(地方税)

中華人民共和國不動産税暫定条例(1986年10月1日施行、2011年1月8日改正条例施行)、実施細則は財政部に報告の上、各省・自治区・直轄市が制定。

都市などで建物を保有する個人及び企業などに対し、建物の取得原価(その建物と一体不可分の付属設備を含む)からその取得原価の10~30%を控除した残額を課

税標準とし、1.2%の税率で課税される。賃貸している建物については、その建物の年間賃貸収入に対し、12%の税率で課税される。

なお、原則として、個人の所有する非営利目的の建物は免税である。

2018年の不動産税収入は2,889億元で当年の中国税収総額の1.8%ほどである。
(『2020年中国税制概覧』223頁)

イ 都市土地使用税（地方税）

中華人民共和国都市土地使用税暫定条例（1988年11月1日施行、2019年3月2日第四次改正条例施行）、実施弁法は各省・自治区・直轄市が制定。

都市部の土地面積を課税標準として、使用権保有者又は実際の使用者に対し表3-12の税額範囲内で課される。実際に適用される税額は、各地方政府がこの税額範囲内で定める。個人の宅地については、各地方政府が当地の実情に応じて課税の有無を判断することができる。

2018年の都市土地使用税収入は2,388億元で当年の中国税収総額の1.5%を占める。
(『2020年中国税制概覧』230頁)

表3-12 都市土地使用税の標準税額表

区分	年間税額範囲・改正後 (1㎡当たり)
大都市（非農業人口50万人超）	1.5～30元
中都市（同20万人以上50万人以下）	1.2～24元
小都市（同20万人未満）	0.9～18元
県政府所在地、鎮政府所在地、工鉦区	0.6～12元

(出所) 『2020年中国税制概覧』232頁。

ウ 耕地占用税（地方税）

中華人民共和国耕地占用税法（2019年9月1日施行）、中華人民共和国耕地占用税暫定条例実施方法（2019年8月29日財政部、国家税務総局、自然資源部、農業農村部、生態環境部公布）

耕地に建物を有する者及び農業以外の事業に従事する者に対し、その耕地面積に応じ表3-13の範囲内で課税される。実際に適用される税額は、一人当たり耕地面積や経済発展の状況に応じて財政部・国家税務総局が各地域別に定める。

例えば、最も税額が高いのは上海市で1平方メートル当たり45元、最も低い内モ

ンゴルやチベット、甘肅など6つの省・自治区では同12.5元である。（『2020年中国税制概覧』240頁）

2018年の耕地占用税収入は1,319億元で当年の中国税収総額の0.8%ほどである。（『2020年中国税制概覧』238頁）

表3-13 耕地占用税の標準税額表

地域 (1人当たり耕地面積)	税額範囲 (1㎡当たり)
1ムー(6.67 μ)以下	10～50元
1ムー超2ムー以下	8～40元
2ムー超3ムー以下	6～30元
3ムー超	5～25元

(出所) 『2020年中国税制概覧』239頁。

エ 契税（地方税）

中華人民共和国契税法（2021年9月1日施行）

土地所有権及び家屋の所有権を売買、贈与、交換などにより移転する場合にその譲受者に課税される。売買の場合は成約価格、贈与などの場合は市場価格を課税標準とし、3～5%の範囲内で省・自治区・直轄市の地方政府はそれぞれ同級の人民代表大会常務委員会に報告の上で各省級地方政府の定める税率が適用される。例えば北京市・上海市では3%、吉林省では3%である。

主な減免措置は次のとおり。

- ・個人が90平方メートル以下の普通住宅を初めて購入する際には、税率を1%に軽減。90平方メートルを超える場合は、1.5%の軽減税率となる。

2018年の契税収入は5,730億元で当年の中国税収総額の3.7%を占める。（『2020年中国税制概覧』244頁）

オ 資源税（海洋石油を除き地方税）

中華人民共和国資源税法（2020年9月1日施行）

中国領内及び管轄海域内において原油や天然ガス、鉄などの資源の開発を行う企業と個人を課税対象とし、地域の実情に応じ、基準税率範囲において取引価格を課

税標準（従価税方式又は従量税方式）として課税される。

1994年の資源税暫定条例施行後、出荷量を課税標準とする従量税方式が採用されてきたが、2010年から従価税方式中心の課税へと移行する資源税改革が順次実施され、2016年7月1日より同改革が全面的に実施することとされた（財税〔2016〕53号）。

2018年の資源税収入は1,630億元で当年の中国税収総額の1%ほどである。（『2020年中国税制概覧』253頁）

カ 車船税（地方税）

中華人民共和国車船税法（2012年1月1日施行、2019年4月23日改正）、中華人民共和国車船税法实施条例（2011年12月5日国務院公布、2019年3月2日改正）

車両・船舶の所有者又は管理人に対して課される。

自動車については自動車第三者責任強制保険業務を行う保険会社が車船税の源泉徴収義務者として、保険料受け取り時に合わせて徴収する。

税額は表3-14の範囲内で、各地方政府が国務院に報告の上で決定する。

2018年の車船税収入は831億元で当年の中国税収総額の0.5%ほどである。（『2020年中国税制概覧』270頁）

税目		課税単位	税額範囲	備考	
乗用車	1,000cc以下	1台	60～360元	定員9人以下	
	1,000cc超1,600cc以下		300～540元		
	1,600cc超2,000cc以下		360～660元		
	2,000cc超2,500cc以下		660～1,200元		
	2,500cc超3,000cc以下		1,200～2,400元		
	3,000cc超4,000cc以下		2,400～3,600元		
	4,000cc超		3,600～5,400元		
商用車	バス	1台	480～1,440元	定員9人以上 電車を含む	
	荷物運送トラック	1トン	16～120元	セミトレーラー、 三輪自動車、低速 トラック、多用途 トラック等を含 む。	
トレーラー		1トン	荷物運送トラ ックの50% で計算		
その他 車輛	専用作業車	1トン	16～120元	トラクターを除 く	
	車輪専用機械車	1トン	16～120元		
オートバイ		1台	36～180元		
船舶	機動船舶	200 t 以下	3元	タグボート、非 機動貨物船に ついては、機動 船舶税額標準 の50%で計算、 タグボートの t数については 発動機1,000 ワットあたり 0.67 tで計算。	
		200 t 超2,000 t 以下	4元		
		2,000 t 超10,000 t 以下	5元		
		10,000 t 超	6元		
	レジャー ボート	艇身10m以下	1艇		600元
		10m超18m以下			900元
		18m超30m以下			1,300元
		30m超			2,000元
		補助動力ヨット			600元

(出所) 『2020年中国税制概覧』278、279頁。

キ 船舶とん税 (国税)

中華人民共和国船舶とん税法 (2018年7月1日施行)

一定の船舶に課されるものであり、税関が代理徴収を行う。船舶の種類、総トンによって税率が定められる。

2018年の船舶とん税収入は50億元ほどである。(『2020年中国税制概覧』277頁)

(4) その他の税

ア 印紙税（証券取引に係るものを除き地方税）

中華人民共和国印紙税暫定条例（1988年10月1日施行、2011年1月8日改正条例施行）、中華人民共和国印紙税暫定条例実施細則（1988年9月29日財政部公布）

課税文書を作成又は受領する者に課税される。

主な減免措置は次のとおり。

個人の住宅販売、購入に係る印紙税は免税対象。

2018年の印紙税収入は2,199億元で当年の中国税収総額の1.4%にあたる。（『2020年中国税制概覧』283頁）

図表3-15 印紙税の税率表（一部）

税目	税率	納税義務者
1. 売買契約書	売買金額の0.03%	契約者
2. 加工・請負契約書	加工・請負金額の0.05%	契約者
3. 建設工事請負契約書	請負金額の0.03%	契約者
4. 賃貸借契約書	賃貸金額の0.1%	契約者
5. 金銭消費貸借契約書	貸借金額の0.005%	契約者
6. 所有権移転証書	記載金額の0.05%	証書提出者
7. 証券取引	市場での取引金額の0.1%	譲渡者

（出所）『2020年中国税制概覧』284～286頁。

イ 都市維持建設税（一部を除き地方税）

中華人民共和国都市維持建設税法（2021年9月1日施行）

増値税、消費税、営業税の納税義務者が、その納付に際し、それぞれの納税額を課税標準として納税義務者の所在地に応じて定められた税率（市区7%、県など5%、その他1%）で課税される。

2018年の都市維持建設税収入は4,840億元で当年の中国税収総額の3.1%を占める。（『2020年中国税制概覧』290頁）

ウ 煙草税（地方税）

中華人民共和国煙草税法（2018年7月1日施行）

煙草会社などが煙草の葉を買い付ける際、その買付価格を課税標準として20%の

税率が適用される。

2018年の煙草税収入は111億元ほどである。（『2020年中国税制概覧』293頁）

エ 環境保護税（地方税）

中華人民共和国環境保護税法（2018年7月1日施行）

中華人民共和国環境保護税法実施条例（2017年12月25日国務院公布）

中国領内及び管轄海域内において、課税汚染物質を環境に直接排出する企業に対し課税される。課税項目は次の4種類に分けられ、種類ごとに税額基準が定められている。

- ・ 大気汚染物：1.2～12元/当量数
- ・ 水汚染物：1.4～14元/当量数
- ・ 固形汚染物：5～1,000元/トン ※細分類によって異なる
- ・ 産業騒音：350元～1万1,200元/月 ※騒音基準（デシベル）の超過分に基づく累進税額基準

主な暫定的減免措置は次のとおり。

- ・ 農業生産に伴う汚染物は免税対象。
 - ・ 自動車、鉄道機関車、船舶、航空機などの移動汚染源からの排出物は免税対象。
- （『2020年中国税制概覧』304頁）

2018年の環境保護税収入は151億元ほどである。（『2020年中国税制概覧』294頁）

2 組織・系統

分税制の財政管理体制に対応するために、国家税務局系統（中央）と地方税務局系統（地方）の2系統により税の徴収等が行われている。

(1) 国家税務局系統

国家税務局系統は、4階層(①～④)からなり、組織・編成・経費・指導層の管理等において、上級機関が下級機関を監督する権限を持つ垂直的な管理体制がとられている²¹。

ア 国家税務総局(①)

国家税務総局は、国務院直属の税務担当機関である。国家税務局系統の機関を管轄するほか、省級人民政府と共同で省級地方税務局を管理する等、全国の税務に関する業務を遂行・管理する²²。

国家税務総局の出先機関である駐北京、瀋陽、上海、広州、重慶、西安特派員事務所は、地方税務当局を対象に、中央政府が定める税務政策の履行状況を調査するとともに、徴税の合法性や税務データ、省区市を跨いだ大型の税案件の精査等を行う。

イ 各級地方国家税務局(②～④)

国家税務総局の管轄の下、地方各級(省級、地区級、県級)に国家税務局が設置され(県級の派出機関として分局・所もある)、実際の課税・徴収事務及び税務に関する業務を行う。

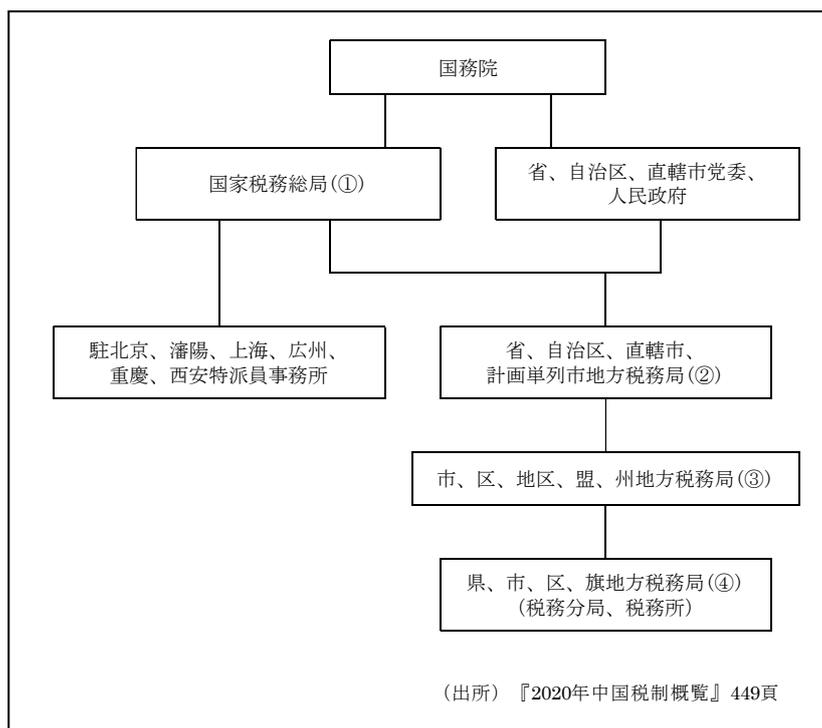
(2) 地方税務局系統

地方税務系統は3階層(②～④)からなり、省級地方税務局、地区級地方税務局、県級地方税務局が設置され(県級の派出機関として分局・所もある)、垂直的な管理体制がとられている。

地方税務局は、同級地方人民政府と上級税務機関の双方の(二重の)監督下にある。省級地方税務局では上級税務機関(国家税務総局)ではなく、主に省人民政府により管理されているが、一方、地区級以下地方税務局では当該級人民政府ではなく、主に上級税務機関により管理されているという違いがある。

このほかに国務院直属機構で全国の税関業務を主管する「海関総署」がある。

図表 3-16 税務系統図



²¹ (財)大蔵財務協会編著『中国の税制』553頁。

²² 国家税務総局ホームページ「税務系統基本状況」。

各地における実際の徴収に当たっては、中央と地方の役割分担の下、国務院所定の
税収徴収管理範囲に従ってそれぞれ徴収管理することとなる（税収徴収管理法第5
条）が、納税者の利益や事務の効率化の観点から必要であれば、他の機関にその事務
を委託することができる。

例えば、チベット自治区には地方税務局系統の機関が存在せず国家税務局系統が代
理徴収管理している事例などが見受けられる²³。

ここまで、国家税務総局をはじめとした国家地方税務局系統について記載してきた
が、税目や税率の設定・改廃、中央と地方の収入区分等の国家税制の骨格に関する企
画立案は、財政部が主に担当し、国家税務総局は財政部と共同で法案起草・下達を担
当するという立場にある。

また、そのほとんどが中央政府において行われており、地方各級人民政府は、独自の
税制制定権をほとんど有していないというのが実態である。

²³ チベット自治区には地方税務局がなく国家税務局のみが設立されている。よって、
税務行政の全てを国家税務局が担うが、不動産税及び契税については現在暫定的に
課税停止となっている。また、関税及び輸入時賦課増値税、消費税を除き、同自治
区内で徴収されたその他の税収は全て当該自治区に留保される。